欧州バリデーションに関する協定: 欧州特許の出願人にとって大変革となるか?





Dennemeyer & Associates S.A.
LL.M., Product and Quality Manager
Martin CHATEL

Dennemeyer & Associates S.A. 日本国弁理士 欧州特許弁理士 **関口** 一哉

目次

はじめに

- 1. バリデーション協定の概要
 - 1.1 締約(予定)国
 - 1.2 バリデーション協定の主たる目的
- 2. バリデーション協定締約国への手続き
- 3. バリデーション協定の利点
 - 3.1 特許出願手続きの簡略化
 - 3.2 翻訳費用並びに手続き費用の削減

はじめに

2015年初めにブノア・バティステリ欧州特許庁(EPO)長官は「大陸図の領域を超えて考慮する」と発言し、今後のビジョンを明確にした。 欧州における特許制度を強化するための優先事項は、統一特許制度の最終的な 詳細策定に限定されず、グローバルな特許制度における作業の重複排除、ワークシェアリングの向上、規則の調和などに関して、依然としてなすべきことが多く残っている。

これに関連して、欧州特許庁(EPO)と欧州特許機構の非加盟国との間で新しい枠組みが出来はじめている。EPOが、いわゆる「バリデーションに関する協定(バリデーション協定)」と呼ばれる、現在の欧州特許条約(EPC)においてカバーされる40カ国(締約国38、拡張国2)を更に拡大する協定を制定したのである。係る協定は欧州特許条約への加盟を強制するものではなく、よって欧州諸国に限定されるものではない。

現在までに、6か国がこのバリデーション協定に加盟または加盟を検討しており、バリデーション協定 はすでにモロッコ(2015年3月1日) (1)とモルドバ(2015年11月1日) (2)において発効している。当該バリデーション協定により、EPOにより付与された特許がカバーする国の範囲は東欧諸国国および地中海諸国を超え、カンボジアとラオス人民民主共和国にまで広げられ得る。2017年5月にはEPOとアンゴラが交渉を開始する同意をしている。また、カンボジアおよ